

令和2年第3回下松市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和2年3月26日(木) 午後1時30分～午後2時28分
- 2 開催場所 下松市役所 5階 教育委員室
- 3 出席委員等
教育長 玉川 良雄
委員 市川 正紀
委員 今井 かおり
委員 篠原 照男
委員 白木 正博
- 4 会議に出席した事務局職員
教育部長 小田 修
教育次長 河村 貴子
学校教育課長 世木 尚
学校給食課長 池田 千帆
生涯学習振興課長 片山 康秀
図書館長 長弘 純子
- 5 会議の書記 教育総務課長補佐 引頭 康行
- 6 会議録の署名委員 今井 かおり 篠原 照男
- 7 会議の傍聴人 人
- 8 会議に付した議題
 - (1) 議案第 7号 下松市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
 - (2) 議案第 8号 下松市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則
 - (3) 議案第 9号 下松市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
 - (4) 議案第10号 下松市公民館条例施行規則の一部を改正する規則
 - (5) 議案第11号 下松市社会教育指導員に関する規則及び教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
 - (6) 議案第12号 下松市スポーツ推進委員の委嘱について
 - (7) 議案第13号 下松市教育委員会自家用電気工作物電気保安規程の一部を改正する訓令
 - (8) 議案第14号 下松市学校施設長寿命化計画の策定について
 - (9) 議案第15号 下松市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
 - (10) 報告第 7号 専決処分について
 - (11) 報告第 8号 専決処分について
 - (12) 報告第 9号 下松市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する要綱
 - (13) 報告第10号 下松市スポーツ賞表彰について
 - (14) 報告第11号 下松市少年スポーツ賞表彰について
 - (15) 報告第12号 笠戸島公民館の完成について
- 9 会議の付議の顛末

○教育長 定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は、今井さん、篠原委員さんでお願いいたします。

それでは、本日の議事日程ですが、ご案内のとおり議案が9件、報告が6件、15件の議事がありますので、議事のスムーズな進行にご協力をよろしくお願いいたします。
それでは、議事に入りたいと思います。

- (1) 議案第7号 下松市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第8号 下松市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- (3) 議案第9号 下松市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

○教育長 議案第7号から議案第9号までを一括して審議したいと思います。

まず、世木学校教育課長から説明をお願いいたします。

○学校教育課長 学校教育課、世木です。よろしくお願いいたします。

まず、議案第7号についてです。下松市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてです。

これは住居の新築に伴い、これまで地番がなかったところに新たに地番ができたため、末武中学校区、中村小学校区に追加の規定をするものです。

第7号については以上でございます。

続きまして、次のページ、議案第8号でございます。下松市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則についてであります。

これは県費負担の会計年度任用職員を下松市立学校において任用するに当たり必要な事項を定めるものであります。

会計年度任用職員制度の導入に伴い、人事委員会から会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則が令和元年12月に公布されました。この人事委員会規則内で教育委員会が定める等とされている部分の一部について、各学校の校長が定める等に読みかえる規定を定めるものであります。

本務者に関する条例規則もこれと同じつくりになっております。

なお、県費負担の会計年度任用職員とは、現在の非常勤講師が該当いたします。

次のページをごらんください。続きまして、議案第9号、下松市学校運営協議会規則の一部を改正する規則についてであります。

これは学校運営協議会制度の根拠となる地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6が条ずれを起こし47条の5になったため、本規則についても法律からの引用部分の47条の6を47条の5に改めるものでございます。

ちなみに、地教行法の中では47条の3が削除をされたために、この条ずれが起きました。47条の3とは、県費負担教職員のうち非常勤講師の報酬等及び身分取り扱いという内容なんです、非常勤講師というような名称が来年度からなくなりますので、この項目が削除されたための条ずれでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、質疑のほうに入りたいと思います。3議案ございますが、どれについても結構ですので、どなたからでも質問を出していただけたらと思います。白木委員。マイクを使っていただけたらと思います。

○委員 議案第8号ですけど、これに該当する職員は下松市に何人ぐらいですか。

○教育長 世木課長。

○学校教育課長 小中学校合わせて10から20名程度だと思われまして。

○教育長 市川委員。

○委員 会計年度任用職員というのは、今の非常勤講師に当たると言われたですかね。そうです。それでは常勤職員、要するに本務者の欠員補助でありますね、欠員補助が。それは今非常勤講師とは呼んでないと思うんですが、その人たちはどうなるんですか。

○教育長 世木課長。

○学校教育課長 常勤の臨時的任用教職員については、これまでと同様の扱いということで、会計

年度任用職員という枠の中には入っていません。これまでと同様の取り扱いとなります。

○**教育長** そのほかございますか。

それでは、ないようですので、採決いたします。異議のある方はいらっしゃいますか。（「異議なし」と言う者あり。）それでは異議なしということで、議案第7号から議案第9号は一括して可決されました。

(4) 議案第10号 下松市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

(5) 議案第11号 下松市社会教育指導員に関する規則及び教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

(6) 議案第12号 下松市スポーツ推進委員の委嘱について

○**教育長** 続きまして、議案第10号から議案第12号までを一括審議したいと思います。片山生涯学習振興課長、よろしくお願いします。

○**生涯学習振興課長** 議案第10号、下松市公民館条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。

こちらにつきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、非常勤の公民館職員の身分及び任期に係る規定を整備するものでございます。

続きまして、議案第11号、下松市社会教育指導員に関する規則及び教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則についてでございます。

こちらにつきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、下松市社会教育指導員身分、任期等に係る規定を整備し、その任用について教育長に対する委任事務とするものです。

こちらにつきましては、任用の期限が過去には5年ということになっておりましたけれども、これがなくなります。

それと教育長の委嘱ということになっておりましたが、こちらが任命ということに変わるというところでございます。

続きまして、議案第12号でございます。下松市スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。

こちらが任期満了に伴いまして、新たにスポーツ推進委員を任命するものでございます。

任命いたします委員の皆様方につきましては、別紙のデータのとおりとなっております。

以上でございます。

○**教育長** それでは、審議に入りたいと思います。

まず質疑ですが、どなたかございますか。白木委員さん。

○**委員** このスポーツ推進委員というのは、推薦か何かで決まるんですか。どういう形で決まっているのでしょうか。

○**教育長** 片山課長。

○**生涯学習振興課長** お手元の別紙にもございますけれども、こちらに所属というふうになっておりますのが各公民館でございまして、そちらは各公民館の推薦ということになっております。

それと推薦によらず、手上げでフリーという形をお願いする方ということでございます。

以上でございます。

○**教育長** そのほかございますか。今井委員さん。

○**委員** 濟いませぬ、スポーツ推進委員さんの、これは何年でもできるんですか。18年という、すごい長く。

○**教育長** 片山課長。

○**生涯学習振興課長** こちらの特に定年というのは設けておりませぬ。

○**委員** わかりました。

○**教育長** そのほかございますか。よろしいでしょうか。

それでは、採決いたします。異議のある方いらっしゃいますか。（「ありません」と言う者あり。）ないようですので、議案第10号から議案第12号は一括して可決されました。

(7) 議案第13号 下松市教育委員会自家用電気工作物電気保安規程の一部を改正する訓令
(8) 議案第14号 下松市学校施設長寿命化計画の策定について

○教育長 続きまして、議案第13号及び議案第14号を一括して審議いたします。河村教育次長から説明をお願いします。

○教育次長 それでは、まず議案第13号、下松市教育委員会自家用電気工作物電気保安規程の一部を改正する訓令についてご説明いたします。

この規程は、電気事業法の規程に基づいて、下松市教育委員会自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に対し必要な事項を定めたものです。

このたびの改正は、本年度市内小中学校に空調設備を設置した際に受電設備の要領等を大きくしたことを受けまして、本規程の別述中、各小中学校の受電設備容量等の記載について、実態に合わせて改正するものです。

続きまして、議案第14号、下松市学校施設長寿命化計画の策定についてご説明いたします。

お手元に下松市学校施設長寿命化計画（案）というのをお送りしておりますのでごらんください。インフラの長寿命化に係る取り組みとして、平成25年11月に政府のインフラ長寿命化基本計画が策定され、その中で公立学校施設等の管理者は、平成32年までに個別施設ごとの長寿命化計画を策定することが求められました。これを踏まえ、文科省から平成23年に文部科学省インフラ長寿命化計画、行動計画が策定され、その後、平成29年3月に学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書というのが示されました。

本市におきましては、この解説書を参考に建設部住宅建築課の協力のもと、このたび下松市学校施設長寿命化計画案を作成し、教育委員会にお諮りするものです。

まず、1ページ、第1章、計画の基本事項です。本計画の目的につきましては、1、計画の背景と目的の最後の2行にございますように、学校施設の長寿命化を図るとともに、適正に改修、改築し、コストの削減と平準化を図ることをございます。

次に、2ページ、4、計画の対象施設といたしまして、小中学校と小学校、中学校、給食センター、セミナーハウスの計13施設としております。

具体的に対象となる建物につきましては、4ページのほうにございます。4ページから5ページにかけてある、この47棟です。この対象建物47棟を建築年度別に並べましたグラフは8ページにございます。この8ページのグラフの中で、ピンク色に背景が塗られているところが、築30年以上の棟、このうち濃いピンクのところにございますのが築50年以上の建物になります。これらの建物の老朽化対策というのが必要となってまいります。

それでは、これら老朽化した建物を長寿命化するに当たっての客観的な判定の基準についてでございますが、9ページをごらんください。この長寿命化判定フローに従って47棟全ての判定を行いました。その結果が10ページにございます。

上の帯のところは紫で色づけされているところ、この欄が構造躯体の安全性ということですが、それぞれの棟の判定結果で赤字で要調査とある3棟を除く44棟については、今後長寿命化を図ることとなります。要調査の3棟については、今後耐力度調査等を行い改修の検討を行う予定としております。

この表の茶色の部分、これは構造躯体以外の劣化状況の評価となります。

次に、12ページごらんください。第4章として今後の入りコストと改修等の基本方針としておりますが、従来の考え方といたしましては、築20年で大規模改造を行い、築40年で改築、つまり建てかえを行うこととされています。それぞれのコストにつきましては、(1)コスト算定条件の表のとおりです。この従来型の考え方により47棟の維持更新を行った場合は、年間平均で7.7億円、40年間で307億円の経費がかかることとなります。

これに対し長寿命化により維持更新を行った場合はどうなるかということをございますが、まず長寿命化というのは具体的にどういうことか、13ページのところに示してあります。この13ページの上部に黄色で囲った基本方針をごらんください。築20年で、まず大規模改造を行い

ます。その後、築40年で長寿命化改修を行い、さらに20年後に大規模改造を行います。そして築80年で改築、つまり建てかえを行うこととしております。

大規模改造、大規模改修とは何を指すのかにつきましては、14ページをご確認ください。この長寿命化による維持、更新のコストでございますが、15ページにお示ししております。

この15ページ、(1)のコスト算定条件により計算を行いました結果、長寿命化型による47棟の維持更新コストは、年間平均で6.1億円、40年間で245億円となります。従来型に比べ年間1.6億円、40年間で6.2億円、およそ20%のコストダウンになります。

最後に17、18ページをごらんください。長寿命化基本方針を踏まえた今後10年間の施設ごと、年度ごとの工事予定を記載しています。実際には児童生徒数の状況、他の工事との調整や財源等さまざまな要素を見ながら進めていくこととなります。

以上、下松市学校施設長寿命化計画(案)について駆け足でご説明いたしました。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○**教育長** それでは、審議していきたいと思えます。

まず、質疑をお願いいたします。白木委員さん。

○**委員** すばらしい計画と思いますが、予算の範囲でやっていかれるんですけれども、教育委員会自体に建築の技術とか、そういう人を配置するお考えはないんでしょうか。建築に今頼り切っている感じと思うんですけど、いっそ教育委員会に技術屋置いたらどうかと思うんですけど、そういう考えは今のところないちゅうことですね。異動はあったけれども、それもおっちゃんいようだから、ちょっと聞いてみるんですけど。他市においては、結構教育委員会そのものに技術屋を置いていることが多いと思うんですけど、どうですか。

○**教育長** 河村次長。

○**教育次長** 委員さんおっしゃるとおり、教育委員会には技術屋がおりませんので、そのあたりは建築の担当部局と連携して現状やっております。

今後につきましては、ちょっと現時点で私のほうから具体的にどうこうというのはございませんが、そういったことも今後検討していかなければいけないというふうには考えております。

○**教育長** 小田教育部長。

○**教育部長** 白木委員さんがおっしゃいましたとおり、大きい市とかはそういう施設管理部門を市全体で集約するという流れもございますが、本市ぐらいの規模ではなかなか厳しいのかなというのが現状でございます。(「昔はおるんよ」と言う者あり。)過去に。(「うん」と言う者あり。)

○**教育長** ご提言がございましたが、研究してまいればというふうに思えます。

そのほか。市川委員さん。

○**委員** 白木委員さん言われたこと十分わかるんですが、私部長が言われたように、本市はわずか10校ですからね、小中学校合わせて。10校というのは間違いないですね。(「はい」と言う者あり。)私もいつか質問したことがあるんですが、大変詳しい工事の過程なんか、これは誰が計画されたんですかというようなこと聞いたときに、建築のほうでやってもらったということを知ったことがあるんですが、もし人件費の関係もあって、なかなか難しいことじゃないかと。教育長さん今から真剣に検討するというようなこと言われたんですが、なかなか難しいんじゃないかと思えますが、一委員としての意見です。

○**教育長** そのほかございますか。

○**委員** 別の件でいいですか。

○**教育長** はい、どうぞ。

○**委員** エアコン等が設置されて電気保安規程の一部が改正されたということなんで、前半に載っているほうがもとのものなんでしょうういね。下松小から末武中まで前半に載っています。そして、もう一回下松小から末武中までが載っていますが、このように改められたということでしょうね。

○**教育長** 河村次長。

○**教育次長** おっしゃるように、大変、表が見にくくございますが、これこれの表を、これこれに改めるということで、3枚目のところまでがこれこれをと改正前のものがございます。後半部分が、これに改めることとなります。

○**委員** 3枚目の最後のところに「を」が入っていれば非常にわかりやすいんですね、私どもに

は。資料もらったときに。

その次の5枚目に豊井小の次に「に」と入っていますが、これが最後の末武中のところに「に」と入ったら非常にわかりやすかったんじゃないかなという思いです。

○教育長 河村次長。

○教育次長 おっしゃるとおりと思いますが、これにつきましては、規程の改正ということで、そういう改正するときの手法があるようでして、こういう形でやってくれというふうなことでございます。

○教育長 これ文書規程のマニュアルがあるわけですね。

○教育次長 はい、そのとおりです。

○教育長 では、そのほかございますか。

ありがとうございました。それでは、採決したいと思います。異議のある方はいらっしゃいますか。（「異議なし」と言う者あり。）異議なしということで、議案第13号及び14号は一括して可決されました。

(9) 議案第15号 下松市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 それでは、引き続きまして、議案第15号を議題といたします。世木学校教育課長。

○学校教育課長 失礼いたします。議案第15号、下松市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則についてであります。

公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布に関する文科省通知が、令和元年12月に発出されまして、この中で在校等時間の上限関係について、令和2年度からの施行が示されました。

これを受けて県教委では、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を改正しました。この流れに伴って本市の規定も整備するものであります。

在校等時間とは、これまで自主・自発的業務とされ時間外勤務時間としてもカウントされなかった部活動の時間なども全て含み、休憩時間を除く学校にいる時間を指します。この在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間が時間外在校等時間であり、その上限を定めるものであります。

条文の第1項では、1カ月45時間、1年で360時間と規定しております。

そして第2項では、生徒指導などへの緊急対応の場合の第1項の例外を定めております。この場合には1カ月100時間未満、1年720時間としておりますが、ただし1カ月について45時間を超える月数が1年について6カ月を超えないこと、さらには1年を1カ月ごとに区分した各期間に、当該各期間の直前の1カ月、2カ月、3カ月、4カ月、そして5カ月の期間を加えたそれぞれの期間における1カ月あたりの平均時間は80時間を超えないことと条件を規定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、質疑ある方はお願いいたします。市川委員さん。

○委員 第7条、教職員の在校等時間、その次、括弧ですが、「時間」に続くのはどこへ続くんですか。

○教育長 世木課長。

○学校教育課長 4行目の「から」。

○委員 「から」ですか。

○学校教育課長 「から」になります。

○委員 その4行目ぐらいの下の「は」に続くんじゃないですか。

○学校教育課長 括弧の部分全体をちょっととって読んでみまじょうか。

○委員 うん。

○学校教育課長 第7条、教育職員の在校等時間から公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第6条第3項各号に掲げる日以外の日における正規の勤務時間を除いた時

間は、上限時間を超えない範囲内とするとなります。

○**教育長** その他ございますか。白木委員さん。

○**委員** この在校等の時間というのはどうやって把握されているんですかね。結局申告というのか何か帳簿みたいなものがあるんですかね。

○**教育長** 世木課長。

○**学校教育課長** 各学校にタイムカードを設置しておりまして、それをパソコンで記録をして算出しているということです。（「すばらしい」と言う者あり。）

○**教育長** よろしいですか。そのほかございますか。

それでは、ないようですので採決いたします。異議のある方はいらっしゃいますか。（「異議なし」と言う者あり。）それでは、異議なしということで、議案第15号は可決されました。

（10）報告第7号 専決処分について

（11）報告第8号 専決処分について

○**教育長** 次に、報告に入ります。報告第7号及び報告8号を一括して議題といたします。

説明をお願いします。河村教育次長。

○**教育次長** 報告第7号、専決処分した令和元年度教育費関係補正予算についてご報告いたします。

この補正は、国の補正予算に伴う花岡小学校屋内運動場スロープ設置事業費、小学校ICT環境整備事業費及び中学校ICT環境整備事業費の追加について所要の予算措置を講ずるものです。

4ページ目をごらんください。

まず、小学校特別工事の花岡小学校屋内運動場スロープ設置工事750万円は、令和2年度当初予算で措置しておりますが、国の補正予算がつかしましたので補正対応をいたしました。

次に、小中学校のICT環境整備事業につきましては、A3でつけております参考の資料もあわせてごらんください。

国のGIGAスクール構想として1人1台端末及び高速大容量通信ネットワークを一体的に整備することとなりました。

（2）国の支援といたしましては、国庫補助として令和元年度補正予算で2,318億円が処置されております。これを受けまして、関連予算を補正計上いたしました。

内容といたしましては、3番、本市の整備方針に記載しておりますとおり、校内通信ネットワークの整備を行います。

また、児童生徒用パソコンにつきましては、小学校は5、6年生に、中学校は1年生を対象に整備をいたします。

今後につきましては、小学校は令和5年度末までに、中学校は令和3年度末までに全ての児童生徒にパソコンを整備する予定です。

なお、（3）その他の整備のうち、令和2年度に整備するものについては、今後補正予算で対応する予定としております。

このたびの補正額は小学校が調査設計委託料、校内LAN整備工事、児童用タブレットの購入費を合わせて1億8,104万6,000円、中学校は同じく調査設計委託料、校内LAN整備工事、生徒用タブレットの購入費を合わせて9,260万6,000円、計2億7,365万2,000円です。

続きまして、報告第8号、専決処分した下松小学校普通教室棟改築建築主体工事請負契約の締結についてご報告いたします。

去る3月13日に、下松小学校普通教室棟改築建築主体工事の入札が行われ、下松小学校普通教室棟改築建築主体工事りんかい日産建設山口支店・洋林建設下松営業所特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、請負契約の締結について議会の議決を求めました。

契約金額は11億9,900万円で、工期は議決日の翌日であります本日から令和3年11月30日までとなります。

工事概要として図面を添付しておりますので、あわせてごらんください。工事は普通教室棟、通級指導教室棟、渡り廊下の建設、既存建物の解体及び外構設備工事です。工事が予定どおり進めば、通級指導教室棟は令和2年11月に完成予定。普通教室棟は令和2年度末に完成予定です。

以上、概略をご説明いたしました。説明は以上です。

- 教育長** ただいまの説明についてご質疑がある方はお願いいたします。どうぞ。（「いい、どうぞ」と言う者あり。）市川委員さん。
- 委員** ICT機器の補正のことなんですが、国からの補助が1台につき4万5,000円出るといことなんですかね。そこに補助分、小学校のほういきましょうか、ICT機器のところ補助分と書いてあって4万9,280円出せば860台を来年度そろえられるということなんだろうと思いますが、補助分を除いて4万9,280円になるちゅうことですか、1台が。
- 教育長** 河村次長。
- 教育次長** これは補助を含めた金額です。
- 委員** 補助を含めて。
- 教育次長** はい。
- 委員** 1台がそれだけの金額で買えるちゅうことですか。
- 教育次長** はい、そうです。
- 委員** はい、わかりました。
- 教育長** 白木委員さん。
- 委員** 今のタブレット等ですけれども、繰り越しておられるんですが、大体いつの、これはもう1年でも早いほうがいいです。大体想定とかされているんですかね。
- 教育長** 河村次長。
- 教育次長** このタブレットにつきましては、まだ現在機種を選定とかを研究している最中がございます。実際には令和2年度に繰り越して執行することになりますので、そのあたりできるだけ早くと思いますけれども、入札手続等も含めて少し時間がかかるというふうには考えております。
- 教育長** 白木委員さん。
- 委員** それと済みません、もう1点、下松小学校の件ですが、これには真ん中に細長くあるところ、これが既存の教室ですかね。だから既存の教室を使いながら横の新しい棟をつくっていくという格好なんですか。
- 教育長** 河村次長。
- 教育次長** おっしゃるとおり既存の教室で1年生から4年生までは勉強しておりますので、その隣に建設をするということです。
- 教育長** そのほか。市川委員さん。
- 委員** ちょっと恥ずかしいこと聞きますが、GIGAスクール構想というんですかね、違います。（「そうです」と言う者あり。）スマホのGIGAみたいな思い出してしまいますけど、いつごろから言われ出した言葉ですかね。
- 教育長** 河村次長。
- 教育次長** 私の記憶では昨年12月ごろになって出てきた言葉というふうに認識しております。
- 委員** 何か今言われたように昨年の12月ごろに、この学校でのICT機器が余り入らないとあるいはそういう教育が行われないということで、何か閣議決定をされたんじゃないですかね、急に。そして急に予算をつけるということになったような記憶がありますが、そのときから始まったわけですか、言葉ですか。
- 教育長** 河村次長。
- 教育次長** おっしゃるとおり12月になって、国のほうが書いておりますように、この1人1台端末、これは令和の時代ではスタンダードな学校像であるということで、国のほうから通知がございました。
- 委員** この構想に別に反対じゃないんですが、むしろすばらしい構想だと思っているんですが、GIGAという言葉が教育長さん英語だからあれですが、Global and Innovation Gateway for All と、本当英語が成り立っているんですかね。（笑声）グローバルと形容詞ですよ。and Innovation、名詞ですよ。Innovativeならわかるんですが、Global and Innovative Gateway for

Allと、何というか格好いいような名前をつけて、それがはやるような時期のような気がしてなるのですがね。私の感想です。法律に文句言うのはしようがないんですけど、誰がどうやって名づけたんかということをやっと言いたいわけなんです。

○**教育長** この言葉の意味のほうですね、しっかり捉えていく必要があるかなと思います。誰がどのような、国がつくられたかちょっとわかりません。英語としても正しいのかどうかわかりませんが、GIGAスクールということで、これから本市も取り組んでいくということでご理解いただけたらと思います。

そのほかございますか。よろしゅうございますかね。ありがとうございました。
報告ですので、この件につきましてご了承をお願いいたします。

(12) 報告第9号 下松市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する要綱

○**教育長** それでは、続いて報告第9号を議題といたします。池田学校給食課長お願いします。

○**学校給食課長** 報告第9号です。下松市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する要綱についてご報告いたします。

これは民法の一部改正に伴い、学校給食費の遅延損害金の割合の見直し及び学校給食費から減額するパンと牛乳の単価を現状にあわせて見直し、規定の整備を行うものです。

具体的にご説明しますと、このページの真ん中あたり、10条中というところがございます。民法に今まで年5%の割合をとというのがあったんですが、実際今は3%にこの4月からなるというところで法定利率に改める、これは3年ごとに見直されるという社会情勢の変化にあわせるというような変動性をとっていることに対して対応するために、法定利率に改めます。

そして次の別表についてなんですが、49円を50円にというのが、これが牛乳の単価でございます。物価が上がっていて、今年度の金額を考えると、49円が既に50円になっているので、これを単価として改めます。

そして60円を62円にというのは、小学校のパンの単価、そして67円を69円にというのは、中学校のパンの単価ということで、今回改めさせていただくものです。

以上です。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、質問がある方はお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、ないようですので、報告について第9号ですがご了承をお願いいたします。

(13) 報告第10号 下松市スポーツ賞表彰について

(14) 報告第11号 下松市少年スポーツ賞表彰について

(15) 報告第12号 笠戸公民館の完成について

○**教育長** それでは、続きまして、報告第10号から報告第12号について一括して議題といたします。片山生涯学習振興課長。

○**生涯学習振興課長** 報告第10号、下松市スポーツ賞表彰についてご説明いたします。

こちらにつきましては、下松市スポーツ賞表彰要綱に基づきまして、下松市スポーツ賞推薦委員会からの推薦を受けまして、下松市長が受賞者を決定したものでございます。

受賞者につきましては、別紙のとおりということになっております。

続きまして、報告第11号、下松市少年スポーツ賞表彰についてでございます。

こちらにつきましても、下松市少年スポーツ賞要綱に基づき、下松市少年スポーツ賞推薦委員会からの推薦を受けまして、教育長が受賞者を決定したものでございます。

受賞者につきましては、別紙のとおりということになっております。

いずれも令和2年2月13日に表彰を、ほしらんどくだまつにおいて行っております。

続きまして、報告第12号でございます。笠戸公民館の完成についてでございます。

皆様方には3月30日竣工式でお披露目する予定となっておりますが、昨今の情勢によりまして中止となりましたので、ご報告させていただきます。

延べ床面積につきましては275.59平米、構造は木造の平屋建て、居室におきましては事務室、交流サロン、和室、大会議室、防災備蓄庫。

また、事業費におきましては、総額で1億1,362万8,000円となっております。以上でございます。

○**教育長** それでは、質問ある方はよろしくお願いいいたします。

ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですが、供用開始は4月1日でよかったですかいね。片山課長。

○**生涯学習振興課長** 供用開始は4月1日に行っております。しかしながら、4月5日の日曜日に主な物品等を引っ越すために、そちらのほう新たに避難所となりますので、4月6日から避難所としては受け入れをするということになっております。

以上でございます。

○**教育長** はい、わかりました。

よろしいですか。質問がないようですので、第10号につきましてご了承をお願いいいたします。

15件の議題がございましたが、皆様のご協力によりスムーズに終了することができました。ありがとうございました。

以上で、本日の議案及び報告の審議を終結いたします。

～ その他報告・連絡事項 ～

○**教育長** そのほか各課から報告事項等ありましたら、お願いいいたします。長弘館長。

○**図書館長** お手元に黄色のA4サイズの用紙で資料をお配りしております。デジタルアーカイブリニューアルということで、市立図書館で下松市郷土資料文化遺産デジタルアーカイブというのをインターネットで配信しております。

それはいつでもどこでも誰もが下松の歴史に触れることができるという取り組みなんですけれども、平成28年に公開を始めました。令和元年度、下松市市制施行80周年ということで、その記念事業としましてデジタルアーカイブを大幅にグレードアップして公開をしました。その事業に取り組みました。2月28日の正午からデジタルアーカイブをリニューアルして公開しております。

今回のリニューアルについては、公益財団法人の図書館振興財団の平成30年度提案型助成事業としての助成金を3カ年で受けて実施をしております。平成元年度、今年度の事業は一番その中でも内容の濃いものになりました。

主なりリニューアル点としましては、下松市の昔の写真をたくさん載せております。それは下松市が撮影してきた写真もなんですけれども、一般の市民の方から昭和30年代の写真をたくさん寄附していただきまして、その写真がとても見応えがあるというふうな声もいただいております。

今下松の町がサンリブとか、あとゆめタウンとか西側に開けていますけれども、昭和30年代、元町とか本町、中市あたりがすごく栄えていたころも、夜は土曜の夜に夜市があった風景だったり、高砂の巡航船があったり、新川のほうに着いていたり、そういったような写真がたくさん載っております。昔の下松の懐かしい写真を見ることができるようになっております。

あと県の無形民俗文化財に指定されています切山歌舞伎保存会が保存してきた、たくさんの資料をデジタルにして掲載をしております。

また、下松市の行政資料、古くからある行政資料等のアーカイブ化もしまして、たくさんの資料を載せることができたというふうに思っています。

また、トップページをリニューアルして、入り口もわかりやすくしております。

このアーカイブを通じて、町の魅力をさらに発信してまいりたいと思います。よろしければ見ていただけるとありがたく思います。

以上です。

○**教育長** すばらしいものができていますので、ぜひご一読をしていただいたらというふうに思います。

そのほかございますか。市川委員さん。

○**委員** 先日、下松市の人事異動が発表されたんですが、末武公民館に新しい館長さんがついていたと思います。元館長をやられていた梯さんがどうなったんだろうかと、人事のことだからこう言われた。答えにくいかもわかりませんが、非常に未来塾等、大変熱心にやっていただいたからで、ちょっと気にかかっているんですが、答えられる範囲で結構ですが。

○**教育部長** 現在の末武公民館長の梯館長は、このたび館長を退かれまして、その後は職員としては残られません。

○**委員** 職員としては残られない。

○**教育部長** はい。

○**委員** ほう。

○**教育長** よろしいですか。

○**委員** はい。

○**教育長** 白木委員さん。

○**委員** 4月16日のセントコア山口である総会ですね。これは今のところ予定どおりちゅうことですかね。

○**教育長** 県市の教育委員会で集まる会ですか。

○**委員** はい。

○**教育長** 中止とかという話はまだ来ておりませんので、連絡ありましたらすぐにお伝えしたいと思います。

そのほかございますか。引頭さん。

○**教育総務課長補佐** それでは、来月の予定を調整させていただきます。

今もありましたように、16日の県での総会につきましては、まだ開催か中止かはっきりしていないということで、来週にどうするかというのを決める予定ということです。ですので中止ということになれば、皆様に連絡させていただきたいと思います。

それから、定例会につきましては、23日が第4木曜日となっておりますので、4月23日の13時半からということをお願いしたいと思います。

以上です。

○**教育長** それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会会議定例会を終了いたします。皆様お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後2時28分終了